

平成29年7月
定例教育委員会会議

会議録

平成29年7月19日開催

会 議 録

開催日時	平成29年7月19日(水)		午後1時30分 開会 午後5時16分 閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室		
出席者	教育長及び委員	教育長 赤岡 昌弘, 教育長職務代理者 滝山 義之, 委員 杉山 信治 委員 近藤 美保, 委員 本田 哲嗣	
	事務局	説明員	学校教育部長 野崎 幸宏 社会教育部長 大鷹 明 学校教育部次長 田上 和敏 社会教育部次長 松田 嗣敏 学校教育部次長 大河原 祐子 社会教育課長 樽井 里美 学校教育部次長 山川 俊巳 文化ホール担当課長 八木 治樹 学校教育部次長 林上 敦裕 教職員担当課長 佐々木 康成 教育指導課主幹 菅藤 真由美 学校保健課主幹 中山 秀則
		事務局員	教育政策課主査 中村 星子 教育政策課 阿部 由里夏 同 高野 由布紀 学務課課長補佐 森松 知子 学務課 坂田 太郎
	旭川市教科書調査委員会	委員長 馬場 信明 委員 秋元 秀夫	
傍聴者	1人		
公開・非公開の別	一部非公開		
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第2号 平成30年度から使用する旭川市立小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書採択について ・議案第3号 旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について ・議案第4号 中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について ・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 (1) 平成29年第2回定例市議会の報告について (2) 平成29年度教育委員会の事務に関する点検・評価の進捗状況について		

- (3) 平成29年度旭川市小中連携・一貫教育推進研修会の開催について
- (4) 旭川市立学校職員の懲戒処分について
- (5) 学校給食におけるPEN食器の導入について
- (6) 旭川市学校給食費検討委員会の設置について
- (7) 市立小学校における給食調理の停止について
- (8) 上川中部地域ジオパーク構想準備会の設立について
- (9) 中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館の再オープンについて

6 その他

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成29年7月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、平成29年4月定例教育委員会会議（平成29年4月21日開催）、平成29年5月定例教育委員会会議（平成29年5月23日開催）及び平成29年6月定例教育委員会会議（平成29年6月6日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認することによってよろしいですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成29年4月定例教育委員会会議、平成29年5月定例教育委員会会議及び平成29年6月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第2号「平成30年度から使用する旭川市立小学校用「特別の教科道徳」の教科用図書の採択について」、議案第3号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、議案第4号「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について」、報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（4）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」、報告事項（5）「学校給食におけるPEN食器の導入について」、報告事項（6）「旭川市学校給食費検討委員会の設置について」、報告事項（7）「市立小学校における給食調理の停止について」、報告事項（8）「上川中部地域ジオパーク構想準備会の設立について」及び報告事項（9）「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館の再オープンについて」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号「平成30年度から使用する旭川市立小学校用「特別の教科道徳」の教科用図書の採択について」、議案第3号「旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について」、議案第4号「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について」、報告第2号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（4）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」、報告事項（5）「学校給食におけるPEN食器の導入について」、報告事項（6）「旭川市学校給食費検討委員会の設置について」、報告事項（7）「市立小学校における給食調理の停止について」、報告事項（8）「上川中部地域ジオパーク構想準備</p>

	<p>会の設立について」及び報告事項（９）「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館の再オープンについて」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p> <p>議案第１号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p>
大河原学校教育部次長	<p>当該規則の制定につきましては、永山小学校の大規模改造工事に伴い、現在、永山小学校の給食を末広小学校共同調理場で調理しておりますが、同工事が平成２９年６月に完了したことから、平成２９年２学期から永山小学校の給食は同校の給食室で調理することとし、関係規定を整理するものでございます。</p>
教 育 長	<p>議案第１号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
近 藤 委 員	<p>これは、永山小学校と永山中学校ではなく、永山小学校だけの調理を行うということですか。</p>
大河原学校教育部次長	<p>以前は、永山中学校の給食を永山小学校で作っていたのですが、狭隘化していますので、永山中学校の給食については、東旭川学校給食共同調理所とし、永山小学校は永山小学校の給食だけの単独調理校となります。</p>
杉 山 委 員	<p>末広小学校共同調理場がなくなることで、永山小学校との関係がよく分かりません。</p>
大河原学校教育部次長	<p>共同調理場というのは、他校の給食を調理している所のことです。現在、末広小学校共同調理場では、末広小学校と永山小学校の給食を調理していますが、２学期から、永山小学校と末広小学校は、それぞれ単独調理校になりますので、この共同調理場の表から、末広小学校共同調理場が外れるということですよ。</p>
杉 山 委 員	<p>それでよく分かりました。</p>
教 育 長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第１号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第１号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
林上学校教育部次長	<p>次に、報告第１号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。</p> <p>平成２９年５月２６日付けから平成２９年７月１日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第１条第２項の規定により、報告第１号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第３項の規定により報告するものであります。</p> <p>主なものといたしましては、臨時的任用職員、非常勤嘱託職員の任用によるものでございます。内訳といたしましては、新規に任用した臨時的任用職員が１３名、非常勤嘱託職員が３名となっております。</p>
教 育 長	<p>報告第１号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告第１号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、報告第１号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>
	<p>《 報 告 事 項 》</p>

教 育 長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項（１）「平成２９年第２回定例市議会の報告について」、報告願います。

学校教育部長

平成２９年第２回定例市議会は、平成２９年６月１６日から６月２７日までの通算１２日間で、提出議案は旭川小学校の増改築工事について、平成３０年度の３学期から使用できるよう、工事の期間を平成３０年の１０月までとする４本の契約の締結、以前に契約しておりました永山小学校の工事について、インフレスライド条項を用いた工事の値上げ、契約変更を行った議決変更、その他、予算の繰越しと、日章小学校の木が倒れた事故の損害賠償の額を定める専決処分でありました。いずれも原案どおり可決しております。

６月２１日から６月２３日までの３日間で一般質問が行われ、学校教育部に対し２人から質問がございました。

１人目、虹と緑の山城議員から、アメリカ産フライドポテトが学校で使用されているということを知り、農産物の豊富な旭川において、地産地消が求められる給食で外国産を使うことについて８件の質問がございました。

昨年の台風被害により、じゃがいもの入手が困難となり、アメリカ・カナダ産の冷凍フライドポテトを年間契約したものであり、数校が使用した以降は使用をしていないこと、給食については、可能な限り国内、道内、市内産、入手できるものは市内産から入手していくこととしておりますが、昨年については、このような形で入手ができなかったことから、アメリカ産を使用した旨を答弁いたしております。

また、質問の中で、生産者も食べないという質問がありましたが、国内に流通しているものは検疫等で安全性は確保されていると考えていること、また、今年の出来にもよりますが、１２月くらいまでには道内産を使用できると考えておりますので、秋くらいから早期に追加契約を行い、地産地消に努めていきたい旨の答弁をいたしております。

２人目、無所属の金谷議員から、神居古潭小中学校の跡利用について、カムイスキーリンクスの指定管理が今年度で終了するが、前回、指定管理者を選定する際に今の指定管理者が提案していた、神居古潭小中学校の跡を利用した自主事業が進んでいないことを受け、利用促進を図るには、こういうものの活性を図るべきではないかという主旨から、貸付料や進捗状況など５件の質問がございました。

社会教育部長

引き続き、社会教育部関係分の報告をいたします。

一般質問におきまして、３人から質問がありました。

１人目、虹と緑の久保議員から、社会教育施設の利用に関して、文化会館と大雪クリスタルホールの利用に当たっての運用基準の違いについて、神楽にある木楽輪ホールの位置付けについての質問がございました。

物品販売等については、複合施設である大雪クリスタルホールにおいては、運用上販売手法によっては許可できない場合があること、あるいは神楽公民館の所管する木楽輪ホールは、コンサートに使える施設ではあるものの、今後も公民館施設としての活用をしていくことなどについて答弁いたしております。

２人目、虹と緑の山城議員から、旭川市のアイヌ政策に関して、東京オリンピックや北海道命名１５０年など、国や北海道の動きに関連した、市のアイヌ政策について、アイヌの方々の意見を取り入れた事業の見直しや構築、あるいは機構改編と市のアイヌ政策などについて質問がございました。国や北海道の動向を注視しながら、上川アイヌの文化発信に努めていくこと、アイヌの方々には博物館の運営に意見をいただく協議会などに入っただきながら事業を進めていくこと、アイヌ関連事業については、文化振興課において計画の策定など政策的な機能を担い、博物館について

教 育 長	<p>は、文化の普及・啓発に関する事業を担当し、今後もこの体制を継続することなどについて答弁いたしております。</p>
各 委 員 員 長	<p>3人目、無所属の金谷議員から、市民文化会館のレストラン「ブンカフェー」に関して、補償等について、事業主に対してどのように対応していくのかについての質問がございました。</p>
教 育 長	<p>事業主の希望や現況に対する心情にも配慮しながら、補償の協議を進めていくこと、あるいは、スケジュールや移転先に関する情報提供や意見交換を一層密に行い、今後とも誠意を持って信頼関係の構築に努めながら、丁寧な対応をしていくことなどについて答弁いたしております。</p>
各 委 員 員 長	<p>報告事項（1）「平成29年第2回定例市議会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
教 育 長	<p>ありません。</p>
各 委 員 員 長	<p>それでは、報告事項（1）「平成29年第2回定例市議会の報告について」は、報告を受けたこととします。</p>
教 育 長	<p>次に、報告事項（2）「平成29年度教育委員会の事務に関する点検・評価の進捗状況について」、報告願います。</p>
林上学校教育部次長	<p>本年4月の定例教育委員会会議で御決定いただきました点検・評価の実施方針に基づき、教育委員会各課において実施しました点検・評価の結果を取りまとめております。</p> <p>「学校教育基本計画」につきましては、四つの「成果目標」について、成果指標の達成状況により評価するとともに、評価指標や各施策事業の実施状況などを踏まえ、成果や課題を把握しております。</p>
教 育 長	<p>「社会教育基本計画」につきましては、平成28年2月に新たな計画を策定しており、今回は、新たな計画に基づいた初めての点検・評価となります。五つの成果目標について、学校教育部と同様に、成果指標を設定し、その達成状況により評価するとともに、各施策事業の実施状況などを踏まえ、成果や課題を把握しております。</p>
教 育 長	<p>なお、いずれの基本計画につきましても、今後の課題と改善に向けた方向性を明らかにしております。</p>
教 育 長	<p>また、点検・評価を行うに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るとされていることから、今年度もお二人の学識経験者に意見提出を依頼しております。</p>
教 育 長	<p>学校教育につきましては、北海道教育大学旭川校の岡田みゆき教授に、社会教育につきましては、旭川大学の内田雅志教授に、現時点での報告書（案）について、意見をいただくことになっております。</p>
教 育 長	<p>この後、お二人から御意見をいただき、報告書（案）を作成しまして、8月の定例教育委員会会議において付議し、御審議いただきたいと考えております。教育委員会会議において御決定をいただいた後は、9月に開会されます第3回定例市議会への提出を予定しております。</p>
各 委 員 員 長	<p>報告事項（2）「平成29年度教育委員会の事務に関する点検・評価の進捗状況について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
教 育 長	<p>ありません。</p>
各 委 員 員 長	<p>それでは、報告事項（2）「平成29年度教育委員会の事務に関する点検・評価の進捗状況について」は、報告を受けたこととします。</p>
教 育 長	<p>次に、報告事項（3）「平成29年度旭川市小中連携・一貫教育推進研修会の開催について」、報告願います。</p>
林上学校教育部次長	<p>小中連携・一貫教育の推進に向けた取組を平成26年度からスタートして以来、教職員などを対象とした研修会について、段階を踏んで開催してまいりました。</p> <p>本年度は、配付資料のとおり、8月7日（月）に、小中連携コーディネーターを担当している教員や教頭など、小中連携・一貫教育の取組を中心</p>

教 育 長 各 委 員 教 育 長	<p>的に進めている教職員を対象に、大雪クリスタルホールで実施いたします。</p> <p>内容といたしましては、本市のこれまでの着実な取組を実感するとともに、本年6月に策定しました「旭川市小中連携・一貫教育推進プラン」を理解し、小中連携・一貫教育の取組を協議して、今後の取組に生かすことができるようにしたいと考えております。</p> <p>そのために、推進プランの説明や中学校区でのワークショップなどの時間を設定しており、推進プランを活用して、小学校と中学校が連携し、課題の解決を図りながら、小中連携・一貫教育を段階的に進めることができるような研修会にしたいと考えております。</p> <p>なお、推進プランにつきましては、8月3日に開催されます「旭川市小・中学校長法制研修会」においても説明する予定となっております。</p> <p>報告事項(3)「平成29年度旭川市小中連携・一貫教育推進研修会の開催について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(3)「平成29年度旭川市小中連携・一貫教育推進研修会の開催について」は、報告を受けたこととします。</p>
教 育 長 各 委 員 事 務 局 職 員 教 育 長	<p>《 そ の 他 》</p> <p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>ここからは、秘密会といたしますので、傍聴の方は御退席願います。</p> <p>(傍聴者退席)</p>
教 育 長	<p>《 秘 密 会 》</p> <p>【議案第3号、議案第4号、報告第2号、報告事項(4)、報告事項(5)、報告事項(6)、報告事項(7)、報告事項(8)及び報告事項(9)については、非公開】</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(社会教育部事務局員退室、教育指導課事務局員入室)</p>
教 育 長 田上学校教育部次長	<p>再開いたします。</p> <p>議案第2号「平成30年度から使用する旭川市立小学校用「特別の教科道徳」の教科用図書の採択について」、説明願います。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、旭川市立小学校で平成30年度から使用する「特別の教科道徳」の教科用図書を採択するもので、文部科学省が発行する教科書目録に掲載されたもののうち、旭川市へ採択用として教科書発行者から送付された教科書見本本から採択することとなります。</p> <p>教科用図書の使用期間は通常4年間ですが、今回採択する「特別の教科道徳」の教科用図書については、平成32年度から新しい小学校学習指導要領が実施される予定であることから、平成30年度及び平成31年度の2年間となります。</p> <p>今回の採択の対象となる教科用図書数は、議案書の別紙にありますとおり、8発行者、66冊となっております。別紙の教科用図書一覧の表記方法について御説明いたしますが、教科書目録の掲載要領に従いまして、発</p>

行者は「番号と略称」で、また、教科用図書は教科を表す「記号と番号」で表記しております。

番号3桁の数字のうち、百の桁は学年を意味し、下2桁は教科用図書の固有の番号を示しています。

例えば、上から2段目の、学校図書の道徳の「132」及び「133」は、小学校1年生用の教科用図書が2冊あることを示しております。

採択に当たっての資料となります。教科用図書の発行者から送付された「教科書見本本」、旭川市教科書調査委員会から受けた「答申」、北海道教育委員会が作成した「採択基準」及び「採択参考資料」、教科書発行者が作成した「教科書編修趣意書」、教科書展示会来場者から寄せられた意見、教科書採択に係る要望につきましては、事前にお配りしております。

なお、教科書展示会の開催結果についてですが、中央図書館及び神楽図書館において、6月16日から7月5日まで、各図書館の休館日を除く実質16日間開催し、来場者数は、両会場合わせて107名、期間中に来場者から寄せられた意見については、事前にお配りした資料のとおりとなっております。

本日は、この後、お配りした資料のうち、旭川市教科書調査委員会による調査研究の結果である「答申書」の内容等について同調査委員会委員長から報告させていただき、質疑応答を経た後、御審議いただきます。教科用図書の採択につきましては、8月31日までに行わなければならないことから、次回8月の定例教育委員会会議において、平成30年度から小学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書を採択していただくようお願いいたします。

教 育 長
各 委 員
教 育 長

議案第2号「平成30年度から使用する旭川市立小学校用「特別の教科道徳」の教科用図書の採択について」、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、教科書採択に当たりまして、採択方針に基づくことが重要ですので、改めて採択方針について確認し、採択作業に入りたいと思います。既に教育委員会会議の中で検討されてきたことですが、旭川市の教科書採択方針は大きく3点ございます。

1点目が日本国憲法及び教育基本法を遵守する、2点目が学習指導要領の趣旨を踏まえて行う、3点目が本市を中心とする地域性並びに児童の実態、生活経験及び興味・関心などに配慮して行う、この3点です。

この採択方針を踏まえて教科用図書の採択をしていくこととなります。

ここで、皆さんにお諮りいたしますが、旭川市教科書調査委員会の委員長及び補佐する者の出席を求め、答申の説明を受けたいと思います。次に、委員の皆さんから自由に質疑を行っていただき、この質疑を通じて、必要な意見などを求める形で審議を進めたいと思います。本日の審議は、答申の説明を受け、質疑をすることにとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

各 委 員
教 育 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、本日の審議においては、まず、旭川市教科書調査委員会の委員長及び補佐する者の出席を求め、答申の説明を受け、その後、委員の皆さんから自由に質疑を行っていただき、この質疑を通じて、必要な意見などを委員長と補佐する者に求めるといった形で審議を進めたいと思います。また、本日の審議は、答申の説明を受け質疑をすることにとどめたいと思いますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(調査委員会委員長及び委員入室)

教 育 長

再開いたします。

本日は、大変御多用のところ、教科書調査委員会の皆さんに本教育委員会会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

「平成30年度から使用する旭川市立小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択」に当たり、旭川市教科書調査委員会の委員長、あるいは委員のお立場から、当該委員会における調査研究結果について、御説明をお願いしたいと思っております。

まず、教科書調査委員会における役職と氏名を述べた後、20分程度で説明をいただき、その後、各教育委員からの質疑に対してお答えをいただきたいと思っております。

私たちは質疑を通して審議を行ってまいりたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。なお、調査研究結果についての説明、あるいは質疑に対する回答の際は着席のままです。

それでは、よろしく申し上げます。

馬場委員長

私は、調査委員会の委員長を仰せつかっております馬場信明です。どうぞよろしく申し上げます。

秋元委員

3号委員の秋元秀夫でございます。よろしく申し上げます。

馬場委員

それでは、私の方から調査委員会の報告ということで、述べさせていただきます。

本調査委員会は8名で構成し、5回の委員会を持ちまして、8者の調査研究に取り組みました。

調査は、学習指導要領の目標や内容、また、本市の児童の道徳性に関わる実態、今日的な問題への対応等を視点として、各者の特徴について研究を行うとともに、実際の授業場面等を想定して協議を行いました。

はじめに、取扱内容について説明いたします。別紙様式2の1ページから2ページまでを御覧ください。

このことについては、「主として自分自身に関すること」など、学習指導要領に示されている内容の四つの視点ごとに比較検討しました。

これら四つの視点には、それぞれに「正直、誠実」などの複数の内容項目が含まれており、本調査委員会では、本市児童の道徳性の傾向を踏まえ、**「個性の伸長」**、**「家族愛、家庭生活の充実」**を重点的に調査する内容項目といたしました。また、はじめの問題への対応が重視されていることを踏まえ、**「友情、信頼」**、**「生命の尊さ」**についても重点的に調査する内容項目といたしました。

それでは、それらについて触れてまいります。まず、「個性の伸長」については、第1学年を取り上げました。各者ともに読み物教材を通して、自分の良さに目を向けることについて意識を高めた後、実際に自分の良さや友達の良さを見付けるという活動を行う流れとなっており、道徳の学習の導入期である第1学年の児童にとっても無理なく行えると考えます。

ほかの学年でも物語や偉人、現在活躍している著名人を読み物教材に取り上げ、自分の良さや友達の良さを見付けるという流れが多いのですが、カードに自分の良さや友達の良さを書き、交流するという活動を設定する教科書も見られました。

次に、「友情、信頼」については、第4学年を取り上げております。読み物教材を通して、自分ならばどのような行動をするかを考えさせることや、友達とのより良い関係を築くために大切なことは何かを考えさせるなど、各者とも自分事として考えさせるよう工夫しております。

次に、「家族愛、家庭生活の充実」については、第5学年を取り上げています。この内容項目については、学習指導要領解説に示されておりますように**「多様な家族構成や家庭状況があることを踏まえ、十分な配慮を欠かさないことが重要」**であることから、本調査委員会の中でも慎重に研究、協議を進めてきたところです。

この視点で比較検討したところ、各学年で家族にインタビューをするな

ど、保護者の協力が必要となる活動を設定している教科書があり、そのような場合、配慮が必要であるとの意見が多数ありました。

次に、「生命の尊さ」については、第3学年を取り上げています。読み物教材として物語のほかに東日本大震災や阪神淡路大震災などの実話が取り上げられていたり、病気と向き合いながら生命の大切さについて児童が書いた詩が取り上げられていたりするなど、児童が生命の尊さについて実感を持って考えられるような、各者の工夫が見られました。

次は、内容の排列・構成・分量について、御説明いたします。別紙様式2の3ページから5ページ3段目までにお示ししています。

いじめの問題及び情報モラルへの対応に関しては、各者とも重視しており、コラムを設けたり、複数時間をユニットとして構成したりするなどの工夫が見られました。分量につきましては、3ページの中段から4ページ中段まででお示ししております。ここに示しました教材数は、コラムなども含めた数となっておりますが、各者ともに年間の配当時間分の教材が掲載されています。また、本調査委員会で重点的に調査した内容項目の分量については、4ページ中段から5ページ中段まででお示ししております。特に「生命の尊さ」については、重点として、複数の教材を掲載している発行者が多く見られました。

教科書によって重点が異なっていたり、分量に若干の差が見られたりしましたが、教科書全体としては、まとまりのある学習ができるように配慮されており、各者とも大きな差は見られませんでした。

続きまして、使用上の配慮等について説明します。別紙様式2の5ページ最後の段と6ページ1段目までを御覧ください。各者ともオリエンテーションや、学習の記録のページなどを設けることにより、児童が見通しを持ったり、自分の学習を振り返ることができるように工夫されていました。

続きまして、指導上の配慮等について説明いたします。別紙様式2の6ページ2段目から3段目を御覧ください。ここでは、本市及び北海道を取り上げた地域素材の分量について調査しました。各者とも北海道の地域素材を取り上げた教材を掲載していましたが、旭川市の地域素材を取り上げている教科書が4者あり、児童の興味・関心を高めることにつながるとの意見が多数ありました。

続きまして、その他について説明いたします。別紙様式2の6ページの下2段を御覧ください。ここでは、教科書の作りについて調査しました。

1冊構成が5者、2冊構成が3者となっております。本調査委員会では、分冊である場合、特に低学年において、集中させるための丁寧な指導が必要になるとの意見が多数ありました。

最後に、調査のまとめとして、別紙様式2の順番に具体的に各者のことについて説明いたします。

東京書籍は、学習のテーマを示し、児童が主体的に学習に取り組むことができるように工夫されています。一方で、教科書に記載されている発問が少ないことや「いじめの問題」については、教材の中には、配慮が必要なものもあるという意見がありました。

学校図書は、本冊と分冊となっております。本冊と分冊を分けたことで、児童が先入観なく読み物資料に向き合うことができると考えます。一方で、分冊では見開き1ページに三つの教材文に対応しているページもあり、低学年の児童が混乱を招くことが懸念されるとの意見が多数ありました。

教育出版は、「学びの手引」に記載されている発問量が多く、教師が選択することが可能です。また、スキルトレーニングが掲載されており、道徳科で学んだことを実生活につなげていくこともできるところが良いという意見がありました。現役の政治家の写真が掲載されていることについて、心配する意見がありました。

光村図書は、学習の流れや発問が明確です。また、国語の教科書を作成

していることもあり、様々な本が紹介されており、学びを広げていくことができるのではないかという意見がありました。児童が手に持って学習できるように他の教科書サイズより小さくなっております。文字のサイズが小さいとの意見がありました。

日本文教出版は、本冊の本文の最初に「あらすじ」や、導入時の発問が示されています。また、分冊に示されている発問も具体的であることから、本冊と分冊で構成されている中では、使いやすいとの意見がありました。

光文書院は、教材のタイトル前に主題と問いかけが示されています。しかし、「家族愛、家庭生活の充実」においては、保護者の協力が必要な活動が各学年に位置付けられており、配慮が必要であるとの意見が多数ありました。

学研教育みらいは、本文の前に主題名を記載しておらず、児童の問題意識を大切にしたい構成となっています。児童が主体的に学ぶことができるように工夫していることは評価できますが、本時のねらいに向けて児童の意見を取り上げたり、収束させたりすることに関わり、配慮が必要であるとの意見がありました。

廣済堂あかつきは、分冊の最初に各内容項目の説明を示しており、本時で学習する価値が明確である反面、児童が多様な考えを出し合いながら、大切なことが何かを考えていく授業になりにくくなるのではないかという意見がありました。

このように各者の違いが見受けられましたが、本調査委員会といたしましては、どの教師も児童も見通しを持って、本時のねらいの達成に向けて適切に学習を進めることができる教科書が望ましいとの共通認識をしたところです。

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。

1 単位時間で一つの教材が大体終わるのかと思いますが、分冊があるものもあります。1 単位時間でやるのには、分冊があるとボリュームが多過ぎるような気がします。

分冊の内容については、1 者は活動するような内容になっておりまして、他の 2 者はノートのような扱いになっておりますので、1 時間の中で活動する上では、そんなに支障はないのではないかと考えられます。

私も読んでみましたが、各者とも同じ教材を、共通で取り上げるケースが非常に多いと思いました。先ほども御報告にもありましたけれども、それぞれの教科書が学習指導要領に求められているもの、それから、地域性については、旭川市のことを取り上げている、取り上げていないというのはあるにしても、大きな差はないというような発言がありました。ということは、その中でも量と質を中心として選んでいくのであり、デザインや子どもの読みやすさなどは関係ないのでしょうか。私が教科書を見て一番最初に感じたのは、とても良くできているとか見やすいということでした。それから、自然と子どもが考えるような仕組みが作られていると思える教科書とそうでない教科書があるように感じられました。しかし、全体的に言えば、合格ラインには達していると思ったのですけれども、そのような認識でよろしいですか。

はい。そのように認識しております。

それから、分冊がある教科書が 3 冊ありますが、本文とパラレルになっておらず、テーマ順になっているためか、分冊が非常に読みづらいと感じました。ものによっては、分冊の方を見ていくと、参考図書が載っていたりして、これは良いなと思うのですが、先ほどもありましたけれども、特に低学年は集中しづらい要素があると感じました。それと、1 冊の方がすっきりして先生も教えやすいのではないのかと感じたのですが、分冊につ

教 育 長

滝 山 委 員

馬 場 委 員 長

杉 山 委 員

馬 場 委 員 長

杉 山 委 員

馬場委員長	<p>いても評価の要素になるのですか。</p> <p>はい。分冊には、分冊の良さやメリットももちろんあると思います。分冊であれば、例えばノートのような扱いということで、あえてノートを作らなくても、それを活用する。あるいは、それを評価等に活用できるという良さもあると思うのですが、調査委員会の中では、先ほどの私の説明の中にもありましたように、分冊にすることで、児童が集中できないというところにやはり注意を払わなければならないなど、指導上考えていかなければならないところが多いのではないかと意見が出ておりました。</p>
本田委員	<p>今回の学習指導要領の改訂の中で、道徳教育に関しては、「考え、議論する」という視点が盛られているわけで、これは、ある学者によると、目的ではなくて、手法だからという話ではあるものの、考え、議論するための手立てであったり、手順が示されている教科書はあったと捉えて良いでしょうか。要するに、基礎・基本もないものに、突然話し合えと言われても、話し合えるネタがないというか、手法を知らない子どもたちに、ただ「話し合いなさい」と言っても無理な話です。使用上の配慮等に、「問題解決的」などの用語が含まれている発行者もありましたが、「考え、議論する」という点で、問題解決的な学習が進めやすい、あるいは体験的な授業になりやすいというのは、調査委員会の中で話題になったのでしょうか。</p>
馬場委員長	<p>それらについては、調査委員会の中でも話題になっております。ただ、どこがよりそういう部分で良いレベルになっているかということよりは、むしろ、実際に授業の中で、児童の思考の流れがどういうふうになるのかというところが中心に話し合われた経緯があります。</p>
本田委員	<p>なぜ、これを聞いたかという、教師はみんなプロですが、道徳を中心に指導されている先生と、若手であったり経験の少ない先生もおしなべて、日本全国どこでも道徳を行わなくてはなりません。今後、教科としていくので、それが満たされる教科書を選ばなくてはならない部分もあるのではないかとことです。真逆の部分を持って、この先生だからできたという授業よりも、先生方が子どもと接していく上で必要十分というか、ある程度これならやっていると見取りというのはあったのでしょうか。</p>
馬場委員長	<p>やはり発行者によって、出てきている情報の内容にはそれぞれ差があったと思います。ですから、発問のような形で出てきているという教科書も何冊かありましたので、そういう意味では、児童も見通しを持って学習を進めていくことができるのではないかと話合いが行われました。</p>
本田委員	<p>加えて言うなら、この報告に今回載せていただいた内容をそのまま受け取って良いですか。</p>
馬場委員長	<p>はい。</p>
滝山委員	<p>道徳の授業の進め方というのが、あまりイメージがつかめないのですが、この教材を読んで、みんなで話し合うという時間であって、宿題形式にはならないですね。</p>
馬場委員長	<p>はい。一般的には、まず自分たちの生活の状況を振り返りながら課題などを把握し、その課題について学習をしていく中で価値について理解を深め、その後、自分ならどうするだろうかということを考えながら、また生活の方に戻っていくという流れになります。その生活の方に戻る中で、あるときには、家庭の中でこういうことをやってみようという流れになる場合もあります。</p>
滝山委員	<p>1単位時間、1完結という感じで授業を進めているのですか。</p>
馬場委員長	<p>基本はそうです。</p>
教育長	<p>近藤委員は何かありますか。</p>
近藤委員	<p>皆さんのお話を聞きながら、どれも一長一短だなと思って、悩むところです。</p>
滝山委員	<p>まず、どの教師にとっても授業が進めやすい教科書を選ぶ方が無難であるということなのでしょう。</p>

馬場委員長	実際に教科書を使って指導するという場面になったときに、いろいろな情報が出ている教科書の方が使いやすいということはあると思います。
本田委員	多くの教科書で同じ教材というのが、今回随分ありましたが、改作もやや多かったと思います。文末が切れているなどの改作の効果は果たしてどうなのかと感じました。要するに、原作と変えているというのが印象的にもあったので、今後、研究はさせてもらいますが、改作について調査委員会では何か特に話題にはならなかったですか。
馬場委員長	改作については、それほど話題になっていませんでした。
本田委員	要するに結論を示さないで、そこで終わってしまうというのはどうなのかと思ったところです。指導者の価値観で大いに変わるのであれば、教科書としていかなものかということもあり、そんな印象を持ったところです。
馬場委員長	それから、一つ聞きたいのが、副読本の時代とこの教科書になったときの、副読本はこれで良かったのだけれども、教科書はこういう視点が必要だという違いが調査委員会の中で話し合われているのであれば、教えていただきたいと思います。
馬場委員長	教科書はやはりその授業のねらいに迫るといえるか、主教材という扱いで使用していくということですから、そういうものが大きな違いになると思います。
本田委員	私も賛成で、読み物をただ羅列した教科書では、これは少し違うと思いますし、児童の実態や今どうしても身に付けなくてはならないと学習指導要領で言っている部分が重点的に扱われていることが必須であり、かつ、その中で問題解決的、あるいは、体験的というところがある程度ないと、それは単に教材を並べているだけの副読本に陥ってしまうのかという心配があったものですから、聞いたところです。
杉山委員	出典の明記がない教科書があって、ほかと共通しているテーマもありましたが、これには問題があるのではないかと感じました。例えば、トルストイの原作だということについて、言及していないものがありました。ものによっては、懇切丁寧に参考図書の紹介まで載っているものもありますが、出典がないことについては、調査委員会の中でも議論されましたか。
馬場委員長	出典のないことについては、あまり大きな議論にはなりませんでしたが、やはりどこが出典なのかという部分ははっきりしていた方が良いという意見は出ていました。
杉山委員	そうですね。出典がはっきりしていたら、じゃあ原作を読んでみようかという気になります。私、菊池寛の「恩讐の彼方に」を読みました。
教育長	全部読んだのですか。
杉山委員	はい。しかし、子どもたちにも、教える先生もそうかもしれませんが、これはこうなんだよという話ができるためにも、やはり出典をはっきりさせていないとまずいのではないかと思います。
教育長	私から2点ほど良いですか。先ほど言った家族の問題について、例えば、家に帰って、家族といろいろと議論する部分は慎重にやらなければいけないという発言があったところですが、もう少し具体的に教えてください。
馬場委員長	はい。家庭環境が非常に複雑化、多様化しているような状況にありますので、いろいろな家庭の事情がある中で、毎回、そういう教材が出てきたときに、家庭に何かを求めていくということが続くと、そういう児童に対して、教材の扱い方については、やはり配慮していかなければならないということです。
教育長	要するに家族構成、家族が多様化しているということですね。
	もう1点ですが、大人が読んでもどちらが結論なのか分からない感じで終わっている教科書もありますし、善悪の判断が非常に難しい、そういう問いかけ型という教科書、結論を強引過ぎるぐらい導いている教科書も中にはありました。今回の学習指導要領の改訂の趣旨から言うと、やはり、

	ある程度多様性のある考え方が選択できるような部分も大事にしなくては いけないと思います。発問が少なくあまり導かれていない、どちらにも 取れるような結論ではどうかと思いますし、逆に深い学びや広がりという 意味で、強引に結論が引っ張られていては、結論が狭くなっている感じが しますし、どちらが良いかというのはなかなか難しいところだと思います が、その辺りの議論は何かありましたか。
馬場委員長	最初の説明の中でも一部触れたのですが、例えば最初の価値の方向付け ということに関して一部触れていない教科書がありました。一つの教材 に対して、見方によってはいろいろな価値が入っている教材もあります。 そうしたときに、子どもたちの意識の方向性がねらいとは違う意識に移っ てしまうという可能性が全くないというわけでもありません。ですが、最 初にこういうことについてやっていこうという、ある程度の流れが見えて きたら、その教材の価値について、児童もある程度はその捉え方になり、 結論が出て、その価値に対して自分はどう思うかという展開になっていく のかと思います。
教 育 長	それがあまりにも露骨になってしまうと、初めから結論ありきのような 感じになってしまいますが、そういう教科書の方が授業が進めやすいので しょうか。
馬場委員長	結論ありきですと、扱い方によっては、逆に児童が「今日の授業はこう いうふうになるんだ」という考えになるおそれがあります。ですから、最 初の導入の流れがしっかりとできていることと、展開の中でどういう流れ になっていくかという、そのところがとても大事ではないかと思います。
教 育 長	過程が大事なのですね。
馬場委員長	はい。
本 田 委 員	どの発行者の読み物教材も、基本的には文部科学省の資料を多く使って いますが、これはこれまでの財産を今後の道徳の時間でも生かしていける というねらいもあったように私は考えました。調査委員会では、そのこと については、重なることは決して悪いことではなくて、いわゆる定番と言 われる読み物があるということは必要だと捉えたのでしょうか。それとも、 こんなに重なってどうなのだろうという話になったのですか。
馬場委員長	良い教材は当然どんどん使っていくべきであり、やはり過去に蓄積され たものについては、大事にしていくのが良いという意見が多かったと思 います。
本 田 委 員	加えて言うなら、「特別の教科 道徳」ですから、読み物教材を扱うに 当たって、読み解くことが主たるねらいではなくて、そこに含まれる主 たる道徳的価値を子どもが主体的に自覚して、自分の生活の中で生かすとい うことがねらいですから、はっきり言えば、長文を1時間かけて読むとい うことでは決してないですね。
馬場委員長	そういうことではないです。
本 田 委 員	それで捉えていかないと良い読み物だから長くても良いのではなくて、 あらすじなどは、道徳の時間にあっては指導者が伝えて良い内容で、国語 のねらいと違うということは理解しておかないとならないのではないかと 思います。良い話だねで終わる話ではなくて、1時間かけて話をやりまし たと言ったら、それは国語ですという話になるので、そこに含まれる主 たる道徳的価値というか、今日勉強すべき内容がしっかりと捉えられるよ うな授業展開に持っていかないといけないということではないかと私は思 うのですが、理解は当然そうですね。
馬場委員長	そういうふうに認識しております。
本 田 委 員	授業的に、1時間で読みましようと言ったら、読んで終わり、道徳の意 味がないということを感じました。だからといって、文章を途中で切られ るとそこへたどり着かないのではないかという心配もあります。要するに、 文が残っていても良いのではないかということです。しかし、それを扱う

	か扱わないかは、指導者と子どもの関係でやっていけば良いことで、発行者が切って、そこを考えさせるようにさせましたというのは、発行者のねらいであって、本来の意義ではないという感想を持ったのですが、いかがでしょうか。
馬場委員長	そのとおりです。
杉山委員	教育長が最初に採択方針を三つ確認する中で、最後に地域性、それから児童の実態という話をしました。地域性については、旭川市の動物園を取り上げるのが良いのかもしれませんが、せいぜい6学年に一つか二つだと思います。それから、児童の実態の中には、先ほどから言われているような、家庭環境なども含まれるでしょうし、委員長がおっしゃっていた授業場面の想定にも児童の実態という意味合いがあったと思います。地域性ということの必要性については、あった方がモチベーションが上がるのは間違いないと思いますが、調査委員会の中で何かお話がありましたか。
馬場委員長	児童の実態について、少しお話しさせてください。どこをもって児童の実態と今回捉えたかと言うと、毎年度行われている全国学力・学習状況調査で、学習習慣や生活習慣などについての質問紙調査が行われ、その調査結果を活用して本市児童の道徳性に関わる状況を把握し、実態としております。
	地域性については、実際に指導している中で、北海道や旭川市に対しての子どもたちの関心というのは、随分違うと思います。また、地域という、もう少し広いところを考えた場合、自分たちは、そこで生活して住んでいるという中でいろいろな文化や状況というのは、やはり自然に様々な形で子どもたちには影響しているのではないかと、そんなふうに考えます。
杉山委員	発展学習で、それぞれ、旭川市のことをもう少し勉強しようという導入になるような教材は確かにありました。旭川市のことに触れていなくても、それぞれのまちのお祭りなどについてのものがありました。
教育長	関連して、道内の札幌市や釧路市が載っていましたが、その辺は児童にとって、どのくらいなじみのあることなのでしょう。札幌雪まつりや釧路市のタンチョウなどはどうでしょうか。
馬場委員長	やはり低学年だと、そこまでなかなか広がっていかないと思うのですが、3年生で市の様子、4年生で北海道全体について学習します。ですから、高学年ぐらいになると北海道を意識できるようになります。
杉山委員	もう一つ聞きたいのですが、教科書のサイズが、B5判があったり、A4判があったり、AB判があったりと判型がばらばらです。小学校のほかの科目の教科書は、どの大きさで統一されているというのはあるのですか。
秋元委員	全ての教科書が同じ大きさということではありません。
杉山委員	道徳の教科書だけA4判で大き過ぎるところでの不都合は、基本的にはないのですね。
馬場委員長	教科書を並べたときに大きさがそろわないということはありませんけれども、それが大きな問題になるとは思いません。
杉山委員	A4判は文字が大きくて一番読みやすいと思いました。B判もありましたが、文字が一番小さいと思いました。
馬場委員長	光村図書のサイズが一番小さいですが、現在、旭川市立小学校において採用されている他教科の教科書にも同じサイズのものがあります。
杉山委員	そうですか。
本田委員	各観点、A、B、C、Dの中で選ばれたものが本市児童に関わる傾向で、「特別の教科 道徳」の実施に向けて、市教委で作成した「特別の教科 道徳」の実施に向けて」を恐らく参考にされたと思うのですが、北海道教育委員会では、学習指導要領で重点にされたところを観点にしているのだと思います。「個性の伸長」とほかの3項目以外で、話題になった価値内容はありましたか。もし、これら以外でこれは興味深いとか、これは特徴的だという、内容項目の話題があったら教えていただきたいです。

馬場委員長	話題に上がったということ言えば、指導内容の重点化を図る際の留意事項として示されている自立心や自律性、思いやりなどです。
本田委員	やはり重点的な指導内容の部分を外しては語れないということと同時に、非常に抽象的な部分で、議論も進みづらい内容であったのかと思うものの、そこに視点を置かないと児童の実態だけでと言われてしまうとまずい部分もあるので、当然、北海道教育委員会の報告書も参考にされたということですね。
馬場委員長	そうです。
教育長	いじめの対応などで特徴的な議論はありましたか。
馬場委員長	いじめについては、今とても注目されていることですので、随分話題には出ておりました。今回どの教科書でも扱い方が非常に厚くなっています。ユニットにしたり、複数の教材を用意したりなど、それぞれ工夫されていると感じました。ただ、あまりにも内容的にいじめの場面がストレートに出されていたりする教材も見受けられましたので、それについては、やはり取扱いには配慮が必要ではないかという意見が出ていました。
教育長	情報教育、情報モラルについては具体的に何かありましたか。
馬場委員長	情報に関するものもとても話題になりました。やはりそれについても各教科書で工夫されているという意見が多数ありました。
杉山委員	例えば1年生や2年生ぐらいでスマートフォンの取扱いですとか、4年生ぐらいで環境問題に三つのRで始まる英単語が出てきたりなど、挿絵を見てもこれはどういう意味だったかなと大人でも思うような難しい話題など、少し早過ぎるのではないかと感じました。そういう、内容と学年について、例えば、共通で使っているものでも、こちらは6年生で出てきたり、ほかの発行者では4年生で出てきたりというような、取扱う教材が子どもたちの学習する学年にフィットしているかどうかという話題はなかったですか。
馬場委員長	内容的なものでは、そんなに話題にはなっていませんでした。
本田委員	発達段階だから、3年生だからこう、5年生だからこうではなくて、3、4年生でこのぐらいという見方で良いのでしょうか。同じ教材でありながら、3年生にあったり、4年生にあたりしている現実がある中では、発達段階については、1年生は必ずこう、6年生は必ずこうという世界ではなさそうなので、およそ低学年・中学年・高学年ぐらいで良いという押さえで調査研究されたのですよね。
馬場委員長	そうです。
教育長	他に何か気になるところはありますか。
近藤委員	先生の経験によらずに授業ができる教科書を選んでほしいというのが保護者としては一番です。 そういうことを考えると、最初に説明があった、例えば発問量が多いというのが教科書を選択する際の視点の一つになると思いますが、地域素材を扱っている数とかみ合わなくなってきたり迷ってしまいます。優先順位としてはどのように考えるのですか。
馬場委員長	私が思うポイントは二つあって、一つは児童の側に立った学びがどういうふうに展開されていくかです。1時間の思考の流れがスムーズで、見通しを持って学べる、しかも、自分事として捉えて学んでいくという、そういう教科書が良いと思います。 そしてもう一つは、教師側の視点ということで、授業のねらいがしっかりと達成できる教科書、あるいは、興味関心の持てる教材が出ている教科書、それから、物事を多面的、多角的に捉えることができる教科書であるのが良いと思います。
教育長	多面的、多角的なところで、先ほど言った部分を考えるとバランスもありますし、難しいですね。
本田委員	道徳が画一的な授業にならないことなど、主たるねらいに向かっていけ

		る教材を選んでいるかどうかということも大事なのかと思われま
		やはり道德の時間が求めるねらいというのが実現できる教科書を選ぶのが私たちの責任と考えます。
杉山委員		低学年はこの教科書が良いのだけれども、高学年になったらこちらの教科書が良いという話題はありませんでしたか。
馬場委員長		そういう話題は出ませんでした。
近藤委員		1冊の中でも全体的にはこれが一番良いのだけれども、この話とこの話はどうかかなと思う教科書はありますよね。
馬場委員長		ここの教科書の良いところと、ここが備わっていると良いですねという話題はありました。
教 育 長		他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員		ありません。
教 育 長		それでは、質疑はこれで終了してもよろしいでしょうか。
各 委 員		はい。
教 育 長		それでは、これで教科書調査委員会の皆さんからの説明及び質疑を終了いたします。ありがとうございました。
馬場委員長		ありがとうございました。
秋元委員		ありがとうございました。
教 育 長		暫時休憩いたします。
		(調査委員会委員長及び委員退室)
教 育 長		再開いたします。
		調査委員会の報告、それから、教育委員の皆さんのこれまでの教科書見本本の調査研究を踏まえて、今後、教科書の採択に向けた理念と検討に基づいた審議を行うこととなります。今後の進め方について、何か御意見はありますか。
滝山委員		前回、中学校の教科書を採択したときには、まず、何者かある中から数者を選び、そこから次にという形をとりました。8者全て行うということは難しいので、何者かに絞ってその中から選んでいくのが良いかと思いま
教 育 長		例えば、採択すべき教科書の候補を、2者あるいは3者ほど各教育委員から挙げてもらい、どんどん絞っていくという形はどうでしょうか。他に御意見があればお伺いしたいと思います。
近藤委員		皆さんの中で絶対にここの教科書は選ばないというものがあるのでしょうか。
教 育 長		一つずつ落としていくという方法もあります。一つずつ落としていくとすると、本日と次回の2回で決めたいということですので、少し時間がかかるかもしれないですね。ですから、あらかじめ、ある程度絞っておくという方法もありますが、そうではなくて、もう少し研究するという含めて、本日、調査委員会の報告を聞いたばかりですし、次に一任ということもあります。
杉山委員		まだ絞るだけ読み切っていないという感じもします。
近藤委員		本日聞いたことを踏まえて、もう一度私たちが検討するのが良いと思います。
教 育 長		もう一度自ら検討してみるということでもよろしいでしょうか。
滝山委員		次回決めるということですね。
本田委員		本日は、2者や3者でなく、半分にするという程度ではどうでしょうか。
教 育 長		その方が次回はスムーズかもしれません。
杉山委員		私も4者、これが良いなという教科書はあるので、それで良いと思いま
教 育 長		す。
		本日の調査委員会の報告を聞いて、その判断が変わることはなさそうで

		すか。
杉山委員	ないです。	
教 育 長	それでは、そういう進め方で良いですか。	
本田委員	半分程度にするということですね。	
杉山委員	若しくは4年生や5年生だけを選んで、次回8者全てやるという方法もありますね。	
本田委員	それをやるのでしたら、低学年・中学年・高学年ぐらい読まないで、この学年は良いが、ほかの学年は、ということもあると思います。	
近藤委員	それでしたら、本日少しでも絞った方が良いでしょう。	
教 育 長	それでは、本日は、半分くらいに絞りましょうか。	
本田委員	絞るということには賛成したいと思います。	
教 育 長	もし次回で決まらなかった場合は、どうなりますか。	
田上学校教育部次長	8月31日までには制度上決めなくてはいけないので、臨時会を開催することになります。	
教 育 長	分かりました。	
滝山委員	最後に選ばれる候補は3者か4者しかないので、削れるものがあれば、削った方が良いのかもしれない。	
教 育 長	それでは、削るものを削って少しでも絞っていきましょう。あまり時間もないということを考えると、研究の時間を有効に使うために、少しでも前に進めておいた方が良いのかもしれない。そういうことでよろしいでしょうか。	
各 委 員	はい。	
教 育 長	それでは、幾つか、半分をめどに絞っていきます。	
	まず、皆さんのお考えをお話ししていただき、各教科書の特徴なども含めて絞り込みに向けての発言をお願いしたいと思います。	
滝山委員	8者ある中で、分冊は負担が多いと感じたので、外した方が良いのではないかと思います。	
	私が良いと思ったのは教育出版です。1話完結にしては、長さもちょうど良いし、いろいろなバラエティに富んでいるというか、偉人伝のような、子どもが興味を持つ話もたくさん載っていたのではないかと思います。東京書籍は理科の教科書などで出てくるような発行者ですが、道徳に関しては文が長く、読んでいてもあまり良いと感じませんでした。	
教 育 長	私は、教育出版、学研教育みらい、光村図書の3者です。	
近藤委員	ありがとうございます。近藤委員はいかがですか。	
	先ほど、調査委員の方たちが、光文書院は家族の中で話し合う部分があって、配慮が必要ではないかとおっしゃったので、外した方が良いのかという気はします。ですが、その中でも、ほかの話がとても良いのであれば、残しても良いとは思っています。	
教 育 長	私は、教育出版、学研教育みらい、光村図書の3者です。	
本田委員	本田委員はいかがですか。	
	私は教育出版、光村図書、日本文教出版、学研教育みらいです。分冊の是非については、話し合って深めれば良いので、その材料もないと最初から門前払いはないので、あえて分冊のある日本文教出版を入れました。低学年には文字の大きさというのが大切な事項であると思いました。	
杉山委員	私は、光村図書、教育出版、日本文教出版、光文書院です。	
教 育 長	私は、日本文教出版、学研教育みらい、学校図書、光村図書の4者です。	
近藤委員	全員が光村図書を残しています。	
本田委員	言っておくと、問題なく良いという意味ではないです。	
近藤委員	検討するために、残すということですね。	
教 育 長	文字が小さいという指摘がありました。	
杉山委員	しかし、光村図書は良いところが沢山ありますよ。	
本田委員	国語を扱っているというノウハウが生かされていると思います。	

教 育 長	それぞれ選んだ理由や落とした理由で何か付け加えることはありますか。分冊についてのこともあります。
本 田 委 員	分冊を残す理由については、先ほど言ったようにそれを最初から門前払いするのではなく、研究し、話し合いをした上で、それが是か非かを決めれば良いことだと思います。内容的にも、そこそこ悪くないのかということで日本文教出版を入れました。
教 育 長	それでは、今お話をいただいた部分について、残すものについてどういうものが入っているかを上から順に並べていきたいと思います。まず、お話がありましたように、5人が残しました光村図書、それから、4人が残した教育出版です。
近 藤 委 員	学研教育みらいも4人です。
教 育 長	その次に多いのは何でしたか。
近 藤 委 員	3人で日本文教出版です。
教 育 長	日本文教出版ですね。以上のような結果になり、一応、教育委員会としては、光村図書、教育出版、学研教育みらい、日本文教出版の4者になりました。
	この絞った4者について、次回の教育委員会会議で2回目の協議を行うということでしょうか。
各 委 員	はい。
教 育 長	それでは、調査委員会の委員長方からの報告と質疑を踏まえ、もう一度読み込んで検討していただき、次回にできれば決めるということで、もし決まらなければ、臨時会を開催するというにします。引き続き調査研究をよろしくお願いします。
	《 そ の 他 》
教 育 長	他に、何かありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	ありません。
教 育 長	それでは、以上で平成29年7月定例教育委員会会議を終了いたします。
	《 閉 会 》